

企画競争実施の公告

次のとおり、企画提案（プロポーザル）を募集します。

1. 業務概要

① 業務名

令和6年度地域周遊観光促進事業

台湾向け旅行博出展及びメディア・インフルエンサー等招聘事業

② 業務内容

別紙「仕様書」による

③ 履行期限

2025年2月28日（金）

なお、本事業のうち旅行博出展については出展決定が前提の発注になります。万が一、出展できなかった場合は事業規模等が変更になる場合がございますので予めご了承ください。

2. 企画競争参加資格要件

参加資格は、次の各号の資格要件を満たすものとする。

- ① 国土交通省から補助金交付等停止措置を受けていないこと。
- ② 国又は地方公共団体から入札参加指名停止措置を受け、企画提案提出日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- ③ 富山県、岐阜県、長野県、石川県、福井県のいずれかの役務等の入札参加資格を有すること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ⑥ 直近5年の間において、地方公共団体等が発注する事業を受託した実績があること。
- ⑦ 委託者及び連携先への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- ⑧ 企画提案書の業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び委託者の指示に柔軟に対応できること。
- ⑨ 業務内容について守秘義務を遵守できること。

3. 支払条件及び提案上限額

① 支払条件

委託者は本事業に係る経費について業務完了後受託者が発行する請求書に基づき令和 7 年 5 月末までに支払うものとする。

②提案上限額

10,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

うち旅行博出展及びメディア・インフルエンサーを活用した情報発信 5,500,000 円、メディア
招聘 5,000,000 円とする。

4. 企画提案書作成要領及び提出等

①作成要領

(ア) 用紙は、原則 A 4 判（必要に応じ A 3 判の折込みも可）両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

(イ) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

(ウ) 審査の公正を期するため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

② 企画提案書

(ア) 提出部数：9 部（正本：社名あり 1 部、副本：社名なし 8 部）

(イ) 企画提案書の構成

a) 表紙

b) 企画競争参加者の概要等（概要及び担当者の氏名・連絡先）

c) 業務に係る提案書

d) 事業実施スケジュール

e) 業務実施スタッフの業務内容並びに実施体制図

f) 再委託の有無及び予定、再委託先の概要（ただし、委託者の承諾を要するものに限る）

g) 事業実施実績（直近 5 年の類似業務に限る）

h) 見積書（概算かつ消費税・地方消費税は含むこと）

(ウ) 審査の公正を期するため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

③ 提出期限：2024 年 9 月 3 日（火）午後 5 時必着

④ 提出方法及び提出先

(ア) 提出方法：持参又は郵送による。（持参の場合の受付時間は、平日の午前 10 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は、書留等配達証明が証明できる方法とすること。）なお提案は、1 社につき 1 提案までとする。

(イ) 提出先：一般社団法人 中央日本総合観光機構 マーケティング部

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-2-28 名古屋第二埼玉ビル 4 階

⑤ その他

- (ア) 提出された書類は返却しない。
- (イ) 企画提案書の部分的な差替えは認めない。
- (ウ) 提案を取り下げる場合は、取り下げ願いを提出するものとする。
- (エ) 提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願いを提出し、取り下げるものとする。
- (オ) 取り下げ願いの提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。
- (カ) 提案に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (キ) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書等を無効とする。
- (ク) 見積書については、本業務に係る所要経費を全て見積るとともに、見積りの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。

5. 企画競争に関する質問

- ① 質問期間：2024年8月27日（火）午後5時まで
- ② 提出方法
 - (ア) 提出方法：説明書等の内容について質問がある場合は、任意様式によりメール（9. 問い合わせ先に記載のアドレスあて）で提出すること。
 - (イ) 件名を台湾向け旅行博出展及びメディア・インフルエンサー等招聘事業に関する質問とすること。
- ③ 質問書に対する回答：質問者に対して、原則として2024年8月30日（金）までに電子メールにより回答する。

6. 最優秀提案者の決定

- ① 審査方法

審査は、企画提案書の内容を基に、委託者が設置する台湾向け旅行博出展及びメディア・インフルエンサー等招聘事業企画競争選定委員会において審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。
- ② 提案書評価基準
 - (ア) 旅行博出展において、事業主体の要請する内容を満たしているか。
 - (イ) 旅行博出展において、提案された活動内容は、十分な効果が見込まれるものとなっているか。
 - (ウ) メディア・インフルエンサーを活用した情報発信において、事業主体の要請する内容を満たしているか。
 - (エ) メディア・インフルエンサーを活用した情報発信において、提案された活動内容は、十分な効果が見込まれるものとなっているか。
 - (オ) メディア招聘において、事業主体の要請する内容を満たしているか。
 - (カ) メディア招聘において、提案された活動内容は、十分な効果が見込まれるものとなっているか。
 - (キ) 提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か。
 - (ク) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。

- (ケ) 事業実施スケジュールは妥当か。
- (コ) 過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか。

結果の通知（予定）

- (ア) 2024年9月9日（月）までにすべての提案書提出者に対し通知する。
- (イ) 最優秀提案者として選定されなかった者に対しての理由説明は一切受付けない。

7. 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、事業予算の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- ① 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- ② 契約保証金：免除する。
- ③ 契約書作成の要否：要

8. その他留意事項

- ① 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- ② 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- ③ 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ④ 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者、海外観光誘客推進協議会に帰属するものとする。
- ⑤ 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- ⑥ 本事業に係る契約に係る金銭の支払に用いる通貨は日本円とする。海外で実施する事業における為替リスクは受託者において負担すること。
- ⑦ 受託者は委託者及び連携先と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、その指示に従って進めること。
- ⑧ 受託者は国土交通省及び連携先から補助金交付等停止措置又は指名競争停止措置が講じられていないものとする。

9. 問い合わせ先

一般社団法人 中央日本総合観光機構 マーケティング部

担 当：伊藤

住 所：〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階

電 話 : 052-602-6651 F A X : 052-756-2727

メー ル : info@go-centraljapan.jp

仕 様 書

1. 事業名

台湾向け旅行博出展及びメディア・インフルエンサー等招聘事業

2. 事業目的

本事業は、現地旅行博への出展、現地メディア及びインフルエンサーを招聘し効果的に情報発信することにより、北陸エリアや中部山岳エリアの魅力の認知度を向上させ、更なる台湾からのインバウンド誘致を図り北陸エリアや中部山岳エリアへの周遊を促すことを目的とする。

3. 事業の進め方

受託者は事業の実施にあたって、（一社）中央日本総合観光機構（以下「委託者」という。）及び以下の連携先と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、各事業に着手する際には委託者及び連携先と協議したうえで着手するものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をしたうえで実施していくものとする。

（１）旅行博出展

連携先：海外観光客誘客推進協議会（富山県、（一社）長野県観光機構、岐阜県、立山黒部貫光(株)、（公社）とやま観光推進機構）

（２）メディア・インフルエンサーを活用した情報発信

連携先：上記（１）と同じ

（３）メディア招聘

連携先：北陸国際観光テーマ地区推進協議会（富山県、石川県、福井県、各県内 43市町、4観光関連団体）、西日本旅客鉄道(株)

4. 事業内容

現地旅行博への出展、現地メディア及びインフルエンサーを招聘し効果的な情報発信を促すことにより、北陸エリアや中部山岳エリアの魅力のPRを支援すること。

（１）旅行博出展

旅行博へのブース出展を通じ、連携先観光地のPR活動を行う。詳細については以下のとおりとする。

① 概要**ア イベント名**

高雄市旅行公会2024冬季国際旅展

イ 開催期間

2024年11月29日（金）～12月2日（月）4日間

ウ 開催場所

高雄展覽館

エ 出展内容

富山県、長野県、岐阜県、立山黒部アルペンルートなどの観光地の魅力及び情報

② 業務内容**ア ブースの設置、装飾、運営及び撤去の手配**

旅行博に出展するブースの設置、装飾、運営及び撤去の手配を行うこと。

【手配の留意点】

- ・ブースは標準タイプ（9㎡）1小間を海外観光客誘客推進協議会にて申込予定であること。
- ・出展料は海外観光客誘客推進協議会にて支払い予定であり、委託料に含まないこと。
- ・出展ブースは、来場者へ中部山岳エリアの観光魅力を訴求できるコンセプトやデザインとし、理由も併せて提案すること。
- ・出展ブースについて、バックパネル等の装飾や椅子、テーブル等の必要な追加備品については、提案を行ったうえで、手配を行い、それらを設置・撤収を行うこと。
- ・動画の放映等を行うためのモニターを手配すること。

- ・運営方法、ブース装飾及び備品の配置計画、ストックヤードの確保等について提案すること。
- ・必要であれば、派遣職員が使用するモバイル Wi-Fi をブース用に 1 台程度手配すること。
- ・PR イベントやアトラクションなどブースに誘客するための工夫について提案すること。
- ・インフルエンサーやメディア、自治体の SNS アカウント等を活用した PR 等、ブースへの集客の工夫を行うこと。
- ・来場者数やブース訪問者数、SNS フォロワー数等、可能な範囲で数値による効果測定を実施することとし、手法等を提案すること。

イ 資料等の海外輸送の手配

会場で配布する来場者向けパンフレットやノベルティの日本から現地への送付を手配すること。

【手配の留意点】

- ・送付量は総量 200kg 程度を想定すること。

ウ 通訳スタッフの手配

通訳スタッフを 2 名以上手配すること。

【手配の留意点】

- ・通訳スタッフは 11 月 29 日（金）～12 月 2 日（月）の 4 日間手配とすること。
- ・通訳スタッフの昼食費・交通費は委託料に含むものとする。
- ・通訳は、日本語⇔中国語（繁体字）とすること。
- ・通訳スタッフの通訳能力は、日常会話及び観光等に関する一般的な事項について通訳が行えるレベルとすること。

エ アンケート調査の実施

来場者向けのアンケート調査を実施し、集計データの分析を行うこと。

【実施の留意点】

- ・今後の台湾誘客事業の指針となるように、各県の認知度や台湾人観光客の嗜好・ペルソナ像、旅情報の収集手段等の参考となる設問を盛り込むこと。
- ・アンケートの集計結果及び分析し、提言すること。
- ・アンケートの手法、設問案を提案すること。

オ 派遣職員に係る手配

委託者及び連携先が旅行博に派遣する職員の旅費については、本事業費に含めないこと。職員が派遣されない場合も想定し、業務が実施できる体制を構築すること。また、政治事情や入国手続き等特別な費用や必要な手続き等が発生した場合は委託者及び連携先と協議のうえ、柔軟に対応していくこと。

（２）メディア・インフルエンサーを活用した情報発信

台湾在住の 20～40 代の夫婦・パートナー、友人又は FIT であって、アドベンチャートラベルや飲食店等の高付加価値観光コンテンツに関する情報をオンライン媒体で取得する者（以下「ターゲット」という。）に対し影響力を持つメディアまたはインフルエンサーを招聘し、中部山岳エリアの魅力を発信する。詳細については以下のとおりとする。

① 招聘内容

ア 時期及び日数

2024 年 9 月～11 月のうち 4 泊 5 日程度

イ 被招聘者数

メディアまたはインフルエンサー 計 3 名

（発信媒体の想定：Web、Facebook、Instagram等）

ウ 取材地域

富山県、長野県、岐阜県

エ 行程

- ・出入国の空港は問わず、富山県に 1 泊以上、岐阜県に 1 泊以上する取材行程を作成すること。
- ・取材地の選定に当たっては、台湾人旅行者に訴求力のあるスポットを選定することとし、各県の観光魅力（食、自然、伝統文化、宿など）が十分に伝わるものとする。
- ・円滑な移動に必要な場合は、専用車両（貸切バス・タクシー）を手配する等、柔軟に対応す

ること。

- ・専用車両を手配する場合は、乗車人数や荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとする

オ 手配

- ・往復の航空便を手配すること。なお、燃料サーチャージ、諸税、空港利用料等は航空便の手配に含めること。
- ・被招聘者の自国内における移動及び宿泊に係る費用は、本事業の委託料には含めないこと。
- ・出入国に必要な諸手続き（保険加入等）や手配関連の調整及び連絡等を適宜行うこと。（招聘者への連絡を含む）
- ・取材・撮影の許可や、紹介する内容及び動画・写真については、受託者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を取ったうえで作業を進めること。
- ・日本国内での移動に利用する公共交通機関や専用車の料金は委託料に含めること。
- ・被招聘者全員分の全訪問先における宿泊、飲食、施設利用等の手配を行うこと。
- ・宿泊は1室1名とし、被招聘者の荷物を考慮した余裕を持った部屋の広さとする。
- ・食事は各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないように注意すること。
- ・被招聘者の食事コンディションについては予め確認のうえ、アレルギー対策等に十分配慮すること。
- ・食事とは別に、被招聘者の飲料水（ペットボトル500ml 1本/人・日）を手配すること。

カ 添乗員兼通訳

- ・全行程における被招聘者の引率のために添乗員兼通訳を1名手配し、その実施にあたり滞りのない運営ができる体制を構築すること。
- ・添乗員兼通訳は全行程を通じて同一人物とし、中国語（繁体字）及び日本語が堪能で、日本文化や観光知識に長ける者とする。
- ・添乗員兼通訳は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うこと。
- ・添乗員兼通訳の交通費、宿泊費（朝食、夕食込み）、施設利用料、昼食費及び軽食費は委託費に含むものとする。

② メディア掲載の詳細

- ・掲載テーマは台湾の訪日旅行のトレンドやニーズ等を考慮したうえで選定すること。
- ・投稿記事への誘導を図る方策を提案すること。
- ・投稿記事の中で、各県のウェブサイトやSNSを紹介すること。

③ アンケートの実施

- ・被招聘者に対して、業務（取材地域等）の評価・改善点の把握、今後の誘客の参考になるアンケートを実施すること。
- ・アンケート調査票の作成、翻訳、分析を実施すること。
- ・アンケートの項目は委託者及び連携先と調整すること。

④ 招聘に係る留意点

- ・被招聘者を必ず旅行保険（旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの）に加入させること。また、アクティビティ体験中の事故をはじめ、招聘行程中に生じる怪我や物損等についての被招聘者の個人責任の範囲について、被招聘者に対しあらかじめ同意を得ること。
- ・被招聘者が十分な取材を行うことができる余裕を持った行程となるよう考慮するとともに、被招聘者が安全に行動できる体制をとること。
- ・訪問先は委託者及び連携先と協議のうえ決定すること。
- ・宿泊施設の選定にあたっては、宿泊も取材の一環であることに留意すること。
- ・実施の記録（写真画像含む。）を行うこと。
- ・ポータブルWi-FiやSIM等を手配し、被招聘者の通信環境を整えること。
- ・受託者が業務内で撮影した素材については、委託者及び連携先が自由に二次利用できるものとする。
- ・旅行業法、道路運送法など関係する各種法令に抵触しないよう注意すること。

⑤ フォローアップ

受託者は被招聘者による情報発信のためのフォローアップを行う。

- ・フォローアップの実施体制、内容、スケジュール等、効果的な内容を提案すること。
- ・被招聘者に対して随時ヒアリングを行い、情報発信の状況を把握するとともに、その内容を事前に確認し、観光地名称、事実誤認、不適切な表現等がないかネガティブチェックを行うこと。
- ・メディアにおける掲載本数、媒体接触者数（PV数、リーチ数）、掲載期間等、定量的な成果の確認を行うこと。

（３）メディア招聘

ターゲットに対し影響力を持つインフルエンサーを招聘し、JR西日本の「関西・北陸エリアパス」等を利用した、北陸周遊の魅力を発信する。詳細については以下のとおりとする。

① 招聘内容

ア 時期及び日数

2024年12月～2025年2月のうち6泊7日程度

イ 被招聘者数

インフルエンサー 計4名

（発信媒体の想定：Facebook、Instagram等）

ウ 取材地域

富山県、石川県、福井県

エ 行程

- ・関西国際空港から入出国し、JR 西日本の広域パス（関西・北陸エリアパス等）を利用し上記取材に訪問する地域の各県に1泊以上する取材行程を作成すること。
- ・各県への滞在時間が等しくなるよう調整すること。
- ・取材地の選定に当たっては、台湾人旅行者に訴求力のあるスポットを選定することとし、各県の観光魅力（食、自然、伝統文化、宿など）が十分に伝わるものとする。
- ・日本国内での移動は、公共交通機関を原則とし、北陸三県の二次交通（鉄道やバスなど）をPRすること。また、JR 西日本の広域パス（関西・北陸エリアパス等）の利便性についても、取材を行い発信すること。
- ・円滑な移動に必要な場合は、専用車両（貸切バス・タクシー）を手配する等、柔軟に対応すること。
- ・専用車両を手配する場合は、乗車人数や荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとする。
- ・JR西日本の「関西・北陸エリアパス」の利用に際して下記特典内容を参考とすること。

（参考）JR西日本の「関西・北陸エリアパス」に付随する周遊パス等の情報

・JR-WEST RAIL PASS特典

「関西・北陸エリアパス」等JR-WEST RAIL PASS提示で受けられる割引

※世界遺産バスフリーきっぷ・富山地方鉄道運賃・井波彫刻総合会館入館料・万葉線1日フリーきっぷ（富山）、金沢市内1日フリー乗車券（石川）、ぐるっと敦賀周遊バス・敦賀赤レンガ倉庫・敦賀ミュージウム入館料（福井）

・楽しい福井パス3,000円

※「関西・北陸エリアパス」とのセット販売の場合は、2,800円

「関西・北陸エリアパス」19,000円＋「楽しい福井パス」2,800円

＝21,800円のところセット価格で19,800円

※参画施設：福井県立恐竜博物館、えちぜん鉄道、ハピリンモール、えちぜんそば食べ歩きクーポン、芦原温泉美松、丸岡城、越前松島水族館、駅レンタカー（福井営業所、芦原温泉営業所）

・その他の交通情報

加賀周遊バスCANBUS（石川）、

オ 手配

- ・往復の航空便を手配すること。なお、燃料サーチャージ、諸税、空港利用料等は航空便の手配に含めること。
- ・被招聘者の自国内における移動及び宿泊に係る費用は、本事業の委託料には含めないこと。
- ・出入国に必要な諸手続き（保険加入等）や手配関連の調整及び連絡等を適宜行うこと。

(招聘者への連絡を含む)

- ・取材・撮影の許可や、紹介する内容及び動画・写真については、受託者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を取ったうえで作業を進めること。
- ・日本国内での移動に利用するJR 西日本の広域パス（関西・北陸エリアパス等）や公共交通機関、やむを得ない場合の専用車の料金は委託料に含めること。
- ・被招聘者全員分の全訪問先における宿泊、飲食、施設利用等の手配を行うこと。
- ・宿泊は1室1名とし、被招聘者の荷物を考慮した余裕を持った部屋の広さとする。
- ・食事は各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないように注意すること。
- ・被招聘者の食事コンディションについては予め確認のうえ、アレルギー対策等に十分配慮すること。
- ・食事とは別に、被招聘者の飲料水（ペットボトル500ml 1本/人・日）を手配すること。

カ 添乗員

- ・全行程における被招聘者の引率のために添乗員を1名手配し、その実施にあたり滞りのない運営ができる体制を構築すること。なお、添乗員は全行程を通じて同一人物とし、日本語対応が可能なものとする。
- ・添乗員は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うこと。
- ・添乗員の交通費、宿泊費（朝食、夕食込み）、施設利用料、昼食費及び軽食費は委託費に含むものとする。

キ 通訳

- ・被招聘者へは中国語で対応するものとし、通訳を手配すること。中国語（繁体字）及び日本語が堪能で、日本文化や観光知識に長ける者を1名手配すること。
- ・通訳は説明者等の説明内容を的確に理解し、確実に受け答えできるレベルであること。
- ・通訳が添乗員等を兼ねることは、できるものとする。
- ・通訳に係る現地（集合・解散）前後の交通関連費を含めること。また、当該者の宿泊・食事等の手配を併せて行うこと。

② メディア掲載の詳細

- ・掲載テーマは台湾の訪日旅行のトレンドやニーズ等を考慮したうえで選定すること。
- ・投稿記事への誘導を図る方策を提案すること。
- ・投稿記事の中で、各県のウェブサイトやSNSを紹介すること。

③ アンケートの実施

- ・被招聘者に対して、業務（取材地域や周遊パス）の評価・改善点の把握、今後の誘客の参考になるアンケートを実施すること。
- ・アンケート調査票の作成、翻訳、分析を実施すること。
- ・アンケートの項目は委託者及び連携先と調整すること。

④ 招聘に係る留意点

- ・被招聘者を必ず旅行保険（旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの）に加入させること。また、アクティビティ体験中の事故をはじめ、招聘行程中に生じる怪我や物損等についての被招聘者の個人責任の範囲について、被招聘者に対しあらかじめ同意を得ること。
- ・被招聘者が十分な取材を行うことができる余裕を持った行程となるよう考慮するとともに、被招聘者が安全に行動できる体制をとること。
- ・訪問先は委託者及び連携先と協議のうえ決定すること。
- ・宿泊施設の選定にあたっては、宿泊も取材の一環であることに留意すること。
- ・実施の記録（写真画像含む。）を行うこと。
- ・ポータブルWi-FiやSIM等を手配し、被招聘者の通信環境を整えること。
- ・受託者が業務内で撮影した素材については、委託者及び連携先が自由に二次利用できるものとする。
- ・旅行業法、道路運送法など関係する各種法令に抵触しないよう注意すること。

⑤ フォローアップ

受託者は被招聘者による情報発信のためのフォローアップを行う。

- ・フォローアップの実施体制、内容、スケジュール等、効果的な内容を提案すること。
- ・被招聘者に対して随時ヒアリングを行い、情報発信の状況を把握するとともに、その内容を事前に

確認し、観光地名称、事実誤認、不適切な表現等がないかネガティブチェックを行うこと。
・メディアにおける掲載本数、媒体接触者数（PV数、リーチ数）、掲載期間等、定量的な成果の確認を行うこと。

5. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、下記内容を含む事業実施報告書を以下のとおり作成し、7の履行期限までに委託者及び連携先に提出すること。

（1）内容

① 旅行博出展

- ・事業概要
- ・出展ブース数、ブース来場者数（参加者の属性毎）
- ・出展状況が分かる写真
- ・事業実施による効果
- ・アンケートの集計内容・分析・提言

② メディア・インフルエンサーを活用した情報発信

- ・事業名及び事業概要
- ・被招聘者リスト、メディアの概要
- ・招聘旅行全体の行程
- ・実施状況及び写真（キャプションを入れること）
- ・アンケート集計・分析結果
- ・掲載された記事（翻訳した原稿を含む）
- ・掲載された各メディア媒体の掲載本数、接触媒体者数、広告費用換算額

③ メディア招聘

- ・上記②と同じ

④ 共通

- ・業務実施に伴う課題の分析（参加者のニーズ、感想を含めること）
- ・その他委託者及び連携先が指示したもの

（2）仕様

- ・日本工業規格A4版（縦、簡易製本、カラー） 10部
- ・電子データ 電子メールにより提出

（3）提出先

一般社団法人 中央日本総合観光機構マーケティング部
E-mail: info@go-centraljapan.jp

6. 履行期限

2025年2月28日（金）まで

7. 期待する効果

アウトプット指標

（1）旅行博出展

ブース来場者数日数合計：3,000人以上

（2）メディア・インフルエンサーを活用した情報発信

SNS及びWEB記事のビューア数：85万人以上

メディアまたはインフルエンサー招聘数：計3名

（3）メディア招聘

SNS及びWEB記事のビューア数：100万人以上

インフルエンサー招聘数：計4名

(参考) アウトカム指標 (事業終了後一年以内の達成目標)

(1) 旅行博出展

誘客数 : 30人

(2) メディア・インフルエンサーを活用した情報発信

誘客数 : 850人

(3) メディア招聘

誘客数 : 1,000人

8. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らし、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託先及び連携先に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受託者は委託先及び連携先と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度委託先及び連携先と協議のうえ、その指示に従って進めること。
- (7) 受託者は国土交通省及び連携先から補助金交付等停止措置又は指名競争停止措置が講じられていないものとする。